

やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを、経済団体や企業、行政などの関係機関が連携・協力して効果的かつ円滑に進めるため、「やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に係る情報共有及び課題の検討に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に係る連携体制の構築に向けた取り組みに関すること。
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる団体等により構成する。

- 2 この会議を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項に基づく協議会と位置付ける。
- 3 会議内には必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 4 ワーキンググループの構成員及び職務等については別に定める。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、会長は山梨県知事とする。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて構成員の追加、変更を行うことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議 構成団体等

分野	機関・団体等名
経済団体	山梨県経営者協会
	山梨県中小企業団体中央会
	山梨県経済同友会
	山梨県商工会議所連合会
	山梨県商工会連合会
農業	山梨県農業協同組合中央会
森林	山梨県森林組合連合会
建設	(一社)山梨県建設業協会
福祉・医療	山梨県保育協議会
	山梨県老人福祉施設協議会
	(公社)山梨県看護協会
観光	やまなし女将の会
女性団体・NPO	山梨県女性団体協議会
	NPO法人子育て支援センターちびっこはうす
労働組合	日本労働組合総連合会山梨県連合会
企業	(株)山梨中央銀行
大学	国立大学法人山梨大学・男女共同参画推進室
国	山梨労働局
市町村	山梨県市長会
	山梨県町村会
県	山梨県